

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？

応援します！
がんばる中小企業

最低賃金引上げ支援

業務改善 助成金

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、
従業員の賃金引上げを図るための制度です。

ぜひ、ご検討ください。

平成27年度から交付要件、交付上限額などが変更になりました。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内の時間給800円未満の労働者(雇入れ後6月を経過していること)の賃金を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(労働能率の増進に資する設備・器具の導入等)に係る計画を作成し、実施すること。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

支給額

常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、以下の上限額が設けられています。

①最も低い賃金額を40円以上引き上げた場合	●上限額は100万円
②10人以上(時間給等800円未満)の賃金額を60円以上引き上げた場合	●10~14人引き上げた場合の上限額は130万円
	●15~19人引き上げた場合の上限額は140万円
	●20人以上引き上げた場合の上限額は150万円

※平成26年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は交付対象外となります。

お問い合わせ先

香川県最低賃金総合相談支援センター

〒760-0017 高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階

☎ 0120-311-615 (電話相談センター)



お問い合わせ・申請先

香川労働局労働基準部賃金室

〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階

TEL.087-811-8919

相談
無料

香川県最低賃金 総合相談支援センター

（中小企業・小規模事業者のための何でも相談室）

最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者のみなさんのために、経営面と労働面の相談についてそれぞれの専門家（中小企業診断士、社会保険労務士）がワン・ストップで対応する無料の相談窓口（センター）を設置しました。

相談事業のイメージ（電話・メール相談は都内の電話センターが対応）

専門家の派遣も無料！

中小企業・小規模事業者



相談

お気軽にご相談ください！

派遣
専門家



相談窓口（センター、電話センター）コーディネーター（常駐型専門家）が対応

経営改善

労務管理等

- 販路開拓方法を知りたい
- 生産効率を向上させたい
- マーケティングの方法を知りたい
- 営業力を強化したい
- 経営力を強化したい

- 給与制度等を見直したい
- 就業規則等を見直したい
- 人材育成はどうしたらよいか
- 労務管理トラブルを円満解決したい
- 業務改善助成金の手続きはどうする

など

など

【窓口相談：センター（香川県経営者協会内）】

- 開設時間 土・日・祝日・12月29日～1月3日を除いて原則毎週水曜日（4日/月）午前9時～午後5時
- 開設場所 香川県高松市番町2丁目2番2号
高松商工会議所会館5階
メール soudan@kagawakeikyo.jp

【電話・メール相談：電話センター（東京都内）】

- 開設時間 土・日・祝日・12月29日～1月3日を除いて毎日 午前9時～午後5時
- 電話 全国最低賃金総合電話相談センター
0120-311-615
- ホームページ <http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

案内図



・JR高松駅より徒歩で約10分、車で5分
・高松中央ICより車で約20分 ・高松西ICより車で約20分

悩める経営者の
チカラになります！

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？



最低賃金
ワン・ストップ
無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。


ぜひ、ご相談ください。

最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

香川県最低賃金総合相談支援センター

〒760-0017 高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階

☎ 0120-311-615 (全国最低賃金電話相談センター)

 厚生労働省

●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.salteichingin.info/>



最低賃金についてのお問い合わせ窓口はこちら

香川労働局労働基準部賃金室

〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階 TEL.087-511-8919

最低賃金引上げに向けた
中小企業専門家派遣・相談等支援事業 経産省労働局委託事業